

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当たるときは、翌日)

鳥取県規則第十九号

鳥取県知事 平 林 鴻 三

県立学校の授業料及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則

規則の一部を改正する規則

県立学校の授業料及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則
(昭和五十二年三月鳥取県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び鳥取県立社会教育センター」を「鳥取県立社会教育セ

ンター及び鳥取県立倉吉体育文化会館」に改める。

第二条の表に鳥取県立倉吉体育文化会館の項として次のように加える。

鳥取県立倉吉 体育文化会館	施設使用料 及び設備使用料
	一 小学校体育連盟、中学校体育連盟又は高等学校体育連盟が行う大会、講習会等(入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。)のために利用するとき。 二 芸術文化団体その他の団体が文化の振興のために行う講演会、講習会、展示会等(入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。)のために利用するとき。 三 その他体育及び文化に関する活動を推進するため知事が特に必要があると認めたとき。

- ◆教委規則 県立学校の授業料及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則
- 鳥取県立倉吉体育文化会館の管理に関する規則
- 鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則
- 鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則及び鳥取県立少年自然の家の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

規則

県立学校の授業料及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年三月二十七日

附則

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

教育委員会規則

鳥取県立倉吉体育文化会館の管理に関する規則をここに公布する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県教育委員会委員長 金 田 要

鳥取県教育委員会規則第一号

(目的)

鳥取県立倉吉体育文化会館の管理に関する規則

第一条 この規則は、鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例（昭和五十六年三月鳥取県条例第八号）の規定に基づき、鳥取県立倉吉体育文化会館（以下「体育文化会館」という。）の管理に関する事項を定めることを目的とする。

(開館時間)

第二条 体育文化会館の開館時間は、午前九時から午後十時までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

2 教育委員会は、前項の規定により開館時間を変更するときは、あらかじめその旨を掲示しなければならない。

(休館日)

第三条 体育文化会館の休館日は、次のとおりとする。

一 水曜日

二 一月一日から同月四日まで及び十一月二十八日から同月三十一日までの日

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

3 前条第二項の規定は、前項の規定により臨時に休館し、又は休館日に開館する場合に準用する。

(利用の申込み)

第四条 体育文化会館の体育館を専用利用の方法で利用しようとする者は大研修室、中研修室若しくは小研修室若しくは教養室（以下「研修室等」という。）を利用しようとする者は、様式第一号による申込書を教育委員会に提出しなければならない。

2 体育文化会館の体育館を一般利用の方法で利用しようとする者は、教育委員会が別に定めるところにより利用の申込みをしなければならない。

3 体育文化会館のスポーツ教室に参加しようとする者は、様式第二号による参加申込書を教育委員会に提出しなければならない。

(利用許可書等の交付)

第五条 教育委員会は、体育文化会館の利用の許可をしたときは、体育館を専用利用の方法で利用する者又は研修室等を利用する者に対しては様式第三号による利用許可書を、体育館を一般利用の方法で利用する者に対しては様式第四号による利用券を、スポーツ教室に参加する者に対しては様式第五号による参加証を交付するものとする。

(行為の制限等)

第六条 体育文化会館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

一 体育文化会館の施設設備をき損し、又は汚損すること。

二 他人に迷惑を及ぼす行為をすること。

三 その他教育委員会が定める行為

2 教育委員会は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しても、体育文化会館への入館を拒み、又は体育文化会館からの退去を命ずることができる。

(監督)

第七条 教育委員会は、体育文化会館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、体育文化会館の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命じ、又は必要な指示をすることができる。

(利用の許可の取消し)

第八条 教育委員会は、利用者が次の各号の一に該当すると認めるときは、利用の許可を取り消すことができる。

一 許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。

二 前条の命令又は指示に従わないとき。

三 その他体育文化会館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(施設設備の滅失等の届出)

第九条 利用者は、体育文化会館の施設設備を滅失し、又はき損したときは、直ちにその旨を教育委員会に届け出てその指示を受けなければならぬ。

(使用料の減免の申請)

第十条 体育文化会館の使用料の減免を受けようとする者は、様式第六号による減免申請書を教育委員会に提出しなければならない。

な事項は、教育委員会が定める。

(雑則)

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則

様式第1号(第4条関係)

鳥取県立倉吉体育文化会館利用申込書

職 氏 名 殿

年 月 日

郵便番号 □□□-□□

住 所

申込者

氏 名

㊞

電話番号

次のとおり鳥取県立倉吉体育文化会館を利用したいので、申し込みます。

利用の目的			
利用施設	1 体 育 館 (全面・ $\frac{1}{2}$ 面・ $\frac{1}{3}$ 面) 2 研修室 (大・中・小) 3 教養室		
	利用期間	年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分まで
	利用予定人員	人	利用種別
入場料等の徴収の有無	有(円)・無		
利用設備等	利 用 設 備	照 明・冷 暖 房	
会場責任者	氏 名		
	住 所	電話番号	
摘要			

様式第2号(第4条関係)

鳥取県立倉吉体育文化会館スポーツ教室参加申込書

職 氏 名 殿

年 月 日

郵便番号 □□□-□□

申込者 住 所

氏 名

㊞

電話番号

次のとおり鳥取県立倉吉体育文化会館のスポーツ教室に参加したいので、申し込みます。

ス ポ ー ツ 教 室 の 種 類		
参 加 者	住 所	
	氏 名	(性別) 男・女 (年齢) 歳
	連絡先	
摘 要		

様式第3号(第5条関係)

鳥取県立倉吉体育文化会館利用許可書

住 所

氏 名 殿

年 月 日

職 氏 名 回

次のとおり鳥取県立倉吉体育文化会館の利用を許可します。

利 用 の 目 的											
利 用 施 設	1 体 育 館 (全面・ $\frac{1}{2}$ 面・ $\frac{1}{3}$ 面)										
	2 研 修 室 (研 修 室)										
	3 教 養 室										
利 用 期 間	年	月	日	時 分	か ら	年	月	日	時 分	ま で	
利 用 設 備 等	利 用 設 備					照 明 ・ 冷 暖 房					
使 用 料	円					施 設 使用 料	円				
						設 备 使用 料					
許 可 の 条 件											
会 場 責 任 者	氏 名										
	住 所		電話番号								
摘 要											

様式第4号(第5条関係)

表	<u>No.</u> <input type="radio"/> 利用券控 ¥ _____	<u>No.</u> 利 用 券 年 月 日 ¥ _____ 鳥取県立倉吉体育文化会館
裏	1 この券に領収印の無いものは使えません。 2 この券が使えるのは、本日だけです。 3 利用の心得や係員の指示を必ず守つてください。	

備考 ○印の表示は、次のとおりとする。

- 1 児童又は中学校の生徒..... 小中
- 2 高等学校の生徒..... 高
- 3 学生又は一般人..... 一般

様式第5号(第5条関係)

表	<u>No.</u> <input type="radio"/> スポーツ教室 参加証 控 ¥ _____	<u>No.</u> ス ポ ー ツ 教 室 参 加 証 年 月 日 発 行 スポーツ教室の種類 (教室) ¥ _____ 住所 氏名 (年齢) 歳 期間 年 月 日から 年 月 日まで 鳥取県立倉吉体育文化会館
裏	1 この参加証に領収印の無いものは使えません。 2 この参加証は、表に書いてあるスポーツ教室に参加するときのほかは使用できません。 3 この参加証は、入館するとき係員にみせてください。 4 この参加証は、記名者のほかは使用できません。 5 利用の心得や係員の指示を必ず守つてください。 6 この参加証をなくしたり破つたり汚したときは、すぐに届けてください。	

備考 ○印の表示は、次のとおりとする。

- 1 児童又は中学校の生徒..... 小中
- 2 高等学校の生徒..... 高
- 3 学生又は一般人..... 一般

様式第6号(第10条関係)

鳥取県立倉吉体育文化会館使用料減免申請書

職 氏 名 殿

年 月 日

郵便番号 □□□-□□

住 所

申請者 氏 名

㊞

電話番号

次のとおり鳥取県立倉吉体育文化会館の使用料を減免してくださるよう申請します。

利用の目的						
利用施設						
利用期間	年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分まで				
使 用 料	円	施設 使用 料	円			
		設備 使用 料	円			
減 免 申 請 の 額	円	施設 使用 料	円			
		設備 使用 料	円			
減 免 を 必 要 と す る 理 由						
摘 要						

昭和56年3月27日 金曜日

鳥取県公報

(号外) 第14号 (第三種郵便物認可)

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県教育委員会委員長 金 田 要

鳥取県教育委員会規則第一号

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県育英奨学資金貸与規則(昭和三十五年七月鳥取県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第三条の表中「六千円」を「七千円」に改める。

附 則

- この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。
- 昭和五十六年四月一日前に奨学資金の貸与を受けている高等学校に在学する者及びその補充として奨学資金の貸与を受けることとなる者に係る奨学資金の額については、改正後の鳥取県育英奨学資金貸与規則第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則及び鳥取県立少年自然の家の管理運営に関するをここに公布する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県教育委員会委員長 金 田 要

鳥取県教育委員会規則第三号

鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則及び鳥取県立少年自然の家の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

(鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則の一部改正)

第一条 鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則(昭和五十二年三月鳥取県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「及び係長」を「係長、主任及び主事」に改める。

(鳥取県立少年自然の家の管理運営に関する規則の一部改正)

第二条 鳥取県立少年自然の家の管理運営に関する規則(昭和五十二年三月鳥取県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「及び係長」を「係長、主任及び主事」に改める。

附 則

- この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。